

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における
公的研究費の運営・管理に関する責任体制について

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）では、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日決定）を踏まえ、公的研究費の運営・管理に関する責任体制を、以下のとおり定めています。

【最高管理責任者】

職名：理事長

研究所全体を統括し、研究所における研究活動及び研究費の運営・管理について最終責任を負う。

【統括管理責任者】

職名：理事

最高管理責任者を補佐し、研究所における研究倫理教育並びに研究活動及び研究費の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

【コンプライアンス推進責任者】

職名：総務部長

研究所における研究活動及び研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。

【研究倫理教育責任者】

職名：研究企画部長

研究所における研究倫理教育の実施を担当する。